

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年1月18日

【会社名】 ワールド・ロジ株式会社

【英訳名】 WORLD・LOGI Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森田 賀典

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号中之島ダイビル26階

【電話番号】 06(4803)5700

【事務連絡者氏名】 管理本部取締役 元屋地 敬次郎

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号中之島ダイビル26階

【電話番号】 06(4803)5700

【事務連絡者氏名】 管理本部取締役 元屋地 敬次郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 6,864,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
404,112,000円
(注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 ワールド・ロジ株式会社東京支店
(東京都品川区北品川一丁目8番11号ダヴィンチ品川 9階)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	480個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	6,864,000円
発行価格	新株予約権1個につき14,300円（新株予約権の目的である株式1株当たり143円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年2月4日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ワールド・ロジ株式会社 管理本部財務・IRグループ 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号中之島ダイビル26階
払込期日	平成22年2月4日（木）
割当日	平成22年2月4日（木）
払込取扱場所	商工組合中央金庫 梅田支店

（注）1．第11回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成22年1月18日（月）開催の取締役会決議によるものであります。

2．平成22年1月18日（月）開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないうこととなります。

3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		Oakキャピタル株式会社	
割当新株予約権数		480個	
払込金額		6,864,000円	
割当予定先の 内容	住所	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康	
	資本金の額	3,077,000,000円	
	事業の内容	投資事業	
	大株主及び持株比率	エスアイエツクス エスアイエス エルティーデー（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部）5.67%、竹井 博康4.12%、エルエムアイ株式会社4.02%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等	当社と当該会社との間には、本新株予約権の発行による資金調達に関するアドバイザリー業務を当社が発注し、当該会社が受注した受発注関係があります。	
	人的関係等	該当事項はありません。	

(注) 1. 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。ただし、「資本金の額」の欄は、平成21年12月31日現在、「大株主及び持株比率」の欄は平成21年9月30日現在のものであります。

2. 割当予定先は、平成21年6月29日に有価証券報告書、平成21年11月6日に四半期報告書を提出しております。

3. 割当予定先を選定した理由等

(1) 募集の目的及び理由

当社は平成16年12月の上場以来、積極的なM&A等により流通・物流を中心とした機能の充実及び事業規模を拡大する戦略を行ってまいりました。それによって倉庫や車両等の資産が急増し、継続的な設備維持費用が過大となり、経営資源の分散、非効率化を招く結果となりました。

平成20年9月に米国に端を発した金融危機により、個人消費の低迷から顧客からの受注額が当社の予想を超えて落ち込むなど、当社の置かれる市場環境は一変し、拡大戦略の弊害が顕在化しました。

この市場環境の変化を受け、M&A等により事業規模を拡大させる戦略を大幅に転換し、自社資産を持たないサードパーティーロジスティック事業（以下「3PL事業」という。後記 印参照）への回帰を目的として、平成21年2月に、当社連結子会社で倉庫や車両を保有する納品代行事業を営む株式会社ワールドサプライを運送事業者である佐川急便株式会社（他関連会社2社）へ売却致しました。その結果、平成21年6月期の売上高は16,424百万円（前年同期比52.5%減収）となり、当期損益は一般派遣事業ののれん一括償却や、貸倒引当金積み増しなどを行ったことで3,761百万円の損失を計上することとなりました。また、連結キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の期末残高は、252百万円（前年同期比72.5%減少）となり、手元資金が大幅に減少致しました。また、平成21年12月に、一般派遣市場の需要の大幅な減少により業績が低迷していた一般派遣事業を行う当社連結子会社の株式会社日本アシストを人材派遣事業者であるスリープグループ株式会社に売却するなど、全社的な事業構造の見直しと経営資源集中による収益力の回復を進めているところです。

当社は物流業務の外部委託への切り替えを検討している顧客を、3PL事業の営業活動の対象先としております。中でも通販事業者は売上規模の拡大が続いていることから、当社はこの機会を逃すことなく、積極的な営業活動を行うことで、顧客獲得を目論んでおりますが、そのために、顧客開拓のための営業強化に伴う、物流コンサルタント要員、営業人員の確保、顧客のニーズに合わせた拠点や人材の確保といったサービス力の強化並びに開発、それに伴う設備投資が発生いたします。

これらの新規顧客獲得のための取組は、収益を得るまでに1年から2年の期間を見据えた先行投資が必要となりますが、現在の当社の手元資金では、不十分であるため、この取組みを実行する資金を第三者割当による新株予約権の発行により資金調達を行うことに決定致しました。

当社では、調達される資金を3PL事業の投資に充当し、収益力の回復を確実に実行して今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

サードパーティロジスティクス(3PL)・・・3PLとは、企業活動における物流・ロジスティクス機能の効率化や高度化を目的とした、包括的で総合的なアウトソーシングサービスのことで、3PL事業そのものは許認可事業ではなく、法律上3PLの定義はありませんが、平成9年に当時の通産省・運輸省・建設省・農水省・警察庁が策定した『物流施策大綱』では「荷主に対して物流改革を提案し、包括して物流業務を受託する新しいサービス」と定義されています。3PL事業者は、荷主企業の物流・ロジスティクス改革のニーズに対して、その高度化・効率化のための提案を行い、輸送、保管などの基本的な物流サービスに加え、受発注、在庫管理、仕分け・梱包などの関連業務も提供します。3PL事業者には、(1)保管・配送などの複数の物流機能を提供、(2)業務効率化のために情報技術を最大限に活用、(3)自社保有の物流センターやトラックなどのアセットの活用にとられないことなどの特徴があります。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由等

当社は新規顧客の獲得と、収益力の回復を行うためには資金確保と財務体質の強化が必須であると考え、直接及び間接調達の様々な資金調達の手法を検討致しました。

間接調達につきましては、当社の第1四半期連結会計期間末である平成21年9月30日時点において連結ベースで9,180百万円の有利子負債があり、当社の事業規模と比較すると過大になっております。新規顧客の獲得と収益力の回復を目指した、別記2「新規発行による手取金の使途」(2)「手取金の使途」欄に記載している資金(以下「必要資金」という。)の全額又は概ね全額を金融機関から調達することは困難であることから直接調達の方法により、手元資金を調達することに致しました。

直接調達の手法検討のうち、第三者割当型の新株発行による調達は、一度に希薄化が進み市場に与える影響が大きくなる可能性があること、また、規模によっては主要株主の異動が発生し、現経営陣の交代や、経営方針の急激な転換が行われた場合、当社の企業価値が毀損することで、既存株主利益を害する恐れがあることから採用を見送ることと致しました。

このような中、当社は、Oakキャピタル株式会社からの第三者割当による新株予約権の発行の具体的な提案を受け、本新株予約権の発行による資金調達が、将来的な必要資金が確保できる可能性があること及び同社に当社の事業戦略等をご理解いただけたことから、当該資金調達及び同社を割当予定先とすることを決定致しました。

本新株予約権の発行に係る払込みについては、割当予定先より払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。また、Oakキャピタル株式会社の平成21年11月6日に提出された四半期報告書から、平成22年3月期第2四半期末(平成21年9月30日)の現預金残高は293百万円と確認でき、加えて、同社の投資先である株式会社キャドセンターおよび株式会社ジー・コミュニケーションの株式売却代金を回収しているとの説明を受けており、本新株予約権の発行に関わる払込みとその後の権利行使のために十分足りる資金確保が出来ていると考えております。

(3) 本新株予約権の特徴について

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額修正条項付き新株予約権とは異なり、株式市場の動向により影響を受けない行使価額及び対象株式数の双方が固定された発行スキームとなっております。行使価額は、発行当初より金8,276円で固定されており、行使価額が変動することはありません。ただし、本新株予約権の行使が割当予定先であるOakキャピタル株式会社に委ねられること、株式市場の動向に左右されることから当社にとって必要資金の全額を調達出来ない場合があります。また、本新株予約権の対象株式数は、行使価額と同様に発行当初より48,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって、潜在株式数が変動することはありません。なお、別記(2)「新株予約権の内容等」欄に記載の「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の定めに従って、行使価額及び対象株式数の双方が調整される場合があります。

取得条項

本新株予約権には、以下の取得条項が規定されております。

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額の160%を超え、かつ、当該取引日以前15連続取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金の累計が、15,000,000円を超えた場合において、当社取締役会が当該取引日より30日目以降60日目までの日のいずれかの日を取得日と定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき14,300円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行います。

当該取得条項により一定の条件のもとで当社の選択により潜在株式数を減少させることができます。

本新株予約権の譲渡に関する取決め（優先買取権）

本新株予約権の譲渡制限の定めはありませんが、本新株予約権者が本新株予約権を譲渡しようとする時は、当社に対して当該新株予約権の譲渡希望日から7営業日前までに事前通知を行なうことにより、いつでも当該譲渡日に本新株予約権の全部又は一部を、譲渡することができます。ただし、その場合において、当社は、当該通知を受けた日から5営業日以内に本新株予約権者に対し通知を行なうことにより、当該譲渡希望日において「総数引受契約」に定める本新株予約権の取得価額相当額の金銭を本新株予約権者に支払うのと引き換えに、当該譲渡対象新株予約権の全部を取得することができます。

(4) 割当予定先を選定した経緯と理由

投資会社であるOakキャピタル株式会社から、同社の新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に資金調達の案内を頂いたことをきっかけに、当社の事業戦略、財務内容、資金需要等を理解した上で、新株予約権の発行による資金調達の提案を受けました。当社が、同社を割当予定先として選定した理由は、まず、上場企業であることから上場していない投資事業者などに比べ割当予定先として適正と考えたこと、次に、同社は投資支援先等に対する事業戦略コンサルティングを行っており、同社は幅広いネットワークを持っていることから、今後、物流業務の経費削減を検討している顧客の紹介をして頂く等により、当社の収益に結びつく可能性があると考えたこと、加えて同社の表明内容で、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない純投資目的であることや、本新株予約権の行使については可能な限り市場動向に配慮しながら行使及び売却をしていくことも重視致しました。以上により、同社の提案は当社の需要を満たすものであると判断し、選定致しました。

また、当社は、Oakキャピタル株式会社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても外部機関に調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確認を得ております。

(5) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社の本新株予約権及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使及び売却をしていく旨の表明を受けております。

(6) 株券貸借に関する契約

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、当社普通株式について、いかなる者とも株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もない旨の表明を受けております。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	ワールド・ロジ株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式制度は採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、100株（以下「対象株式数」という。）とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式48,000株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$ <p>また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く）、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、8,276円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けて終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>404,112,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成22年2月5日から平成25年2月4日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>ワールド・ロジ株式会社 管理本部財務・IRグループ 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号中之島ダイビル26階</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>商工組合中央金庫 梅田支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権者は、自己の本新株予約権の1回の行使によって当社普通株式が当社の発行済株式総数の5%を超えて増加することが見込まれる場合には当該本新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、本新株予約権者が新株予約権を行使しようとする日の3営業日前までに、当社に対して、新株予約権を行使する旨を書面により通知した場合にはこの限りではない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額の160%を超え、かつ、当該取引日以前15連続取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金の累計が、15,000,000円を超えた場合において、当社取締役会が当該取引日より30日目以降60日目までの日のいずれかの日を取得日と定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき14,300円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名押印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行に伴い、平成21年9月25日開催の第12回定時株主総会で承認された当社定款の定めに従い、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しません。

4. 本新株予約権の発行価額及び行使価額の算定理由

本新株予約権の発行価額(1個当たり14,300円)は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関(エースターコンサルティング株式会社)が算定した結果、その算定価値を参考に本新株予約権1個の払込金額を金14,300円と致しました。

また、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、本新株予約権の特徴、当社株価の推移を鑑み、平成21年10月16日から平成22年1月15日までの3か月間の大証証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の終値の平均値8,276円(円位未満切捨)と致しました。

かかる発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しております。かかる判断に基づいて、当社取締役会では収益の回復を目的とした資金確保及び自己資本の拡充による財務体質の強化という今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議致しました。

また、当社監査役5名全員(うち、社外監査役3名)から、本新株予約権の払込金額及び行使価額を含む発行条件等は特に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見をj得ております。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
404,112,000	23,000,000	381,112,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(6,864,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(397,248,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本新株予約権による調達資金につきましては、平成22年2月5日から平成25年2月4日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払い込み後、一旦、手元資金とし、現在進めている新規顧客獲得の取組に沿って、下記「当社の想定している使途、金額、支出時期について」記載の、設備投資資金および運転資金として充当する予定としております。

尚、本新株予約権の行使による払込みの有無及び時期と新規顧客の獲得の有無及び時期が確定していないため、資金使途の具体的な内容、金額、所在地、着手及び完了予定年月等については、現時点において確定しておりませんが、投資時期より前に資金が確保できた場合、投資支出時期まで調達された資金管理は銀行預金など安定的方法で管理を行います。

(当社の想定している使途、金額、支出時期について)

想定している使途	想定金額	想定支出予定時期
(a) 設備投資資金(3PL事業)	215百万円	平成22年3月～平成24年6月
(b) 運転資金(3PL事業)	166百万円	平成22年3月～平成24年6月

- (a)：当社がクライアントに代わり行う物流センターの賃貸に伴う保証金、物流センターの改修工事や物流センター内の機器(フォークリフト、棚、在庫管理システム等)
- (b)：総合的なコンサルティングを行う要員人員確保や教育資金、営業拠点の整備費、支払が先行する倉庫運営スタッフの人員費等の増加に対応する手元資金

調達する資金使途の合理性に対する考え方

当社ではこのたび、調達する資金を3PL事業の投資に充当し、収益力の回復を確実に実行して今後の成長基盤を確立すること、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 代表取締役の異動について

当社は平成21年9月25日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議致しました。そのため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づき、平成21年10月2日に臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。提出した臨時報告書の内容は次のとおりであります。

報告内容

異動のある代表取締役の氏名、生年月日、役職名、異動年月日及び所有株式数

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
梨木 重宏 (昭和41年12月7日)	代表取締役専務	取締役	平成21年9月25日	63
上井 健次 (昭和35年6月17日)	取締役会長	代表取締役会長	平成21年9月25日	12,147

新たに代表取締役となる者の主要略歴

平成14年8月	当社入社
平成18年12月	管理本部法務グループ兼総務グループ部長
平成19年7月	経営戦略室内部統制担当執行役員
平成19年9月	当社取締役就任（現任）

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第12期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年1月18日）までの間において、新たに以下の事業等のリスクが生じております。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年1月18日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年1月18日）現在において当社グループが判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1) 株式価値の希薄化に関わるリスク

当社総議決権数は59,418個（直前の基準日である平成21年6月30日現在）であり、今回の本新株予約権の行使により発行されうる最大48,000株に係る議決権（48,000個）の当社総議決権数に対する希薄化率は80.78%（発行後の総議決権数に占める割合は44.68%）と25%を超えることになり、それ相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、今回の資金調達については、3PL事業に対する新規顧客獲得と収益の回復のための資金確保を目的としており、直接調達による資金調達を出来る限り行うことが当社にとって必要なものであります。本新株予約権は、行使価額修正条項付き新株予約権とは異なり、株式市場の動向により影響を受けない行使価額及び対象株式数の双方が固定された発行スキームとなっております。また、本新株予約権には、取得条項が規定されており、一定の条件のもとで当社の選択により潜在株式数を減少させることができます。従って、今回の資金調達により、事業基盤の安定と将来の収益力の回復が図られ、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものであると当社は考えており、本新株予約権の発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成の上で合理的であると判断しております。

(2) 大株主としての経営権について

本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、本新株予約権が全て行使された場合、発行後の総議決権数の44.68%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、本新株予約権及びその行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら新株予約権の行使及び売却をしていく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

(3) 資金調達に関わるリスク

当社は3PL事業に対する新規顧客獲得と収益の回復を目的として、平成22年1月18日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第11回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社グループの新規顧客獲得と収益の回復に支障をきたす可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	平成21年9月25日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期)	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	平成21年10月27日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期)	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	平成21年10月28日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第1四半期)	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月13日 近畿財務局長に提出
四半期報告書の 訂正報告書	事業年度 (第13期第1四半期)	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成22年1月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月26日

ワールド・ロジ株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 福島 正己
業務執行社員

指定社員 公認会計士 城 哲哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成19年7月1日から平成20年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会社は平成20年7月1日開催の取締役会において、IMJビジネスコンサルティング株式会社の株式取得を決議し、子会社化している。
2. 会社は平成20年8月29日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社TWレストランズの株式を譲渡することを決議し、同年9月1日全株を株式会社イモラ・プロパティに譲渡している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

ワールド・ロジ株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 福島 正己 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 城 哲哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社グループにおける当第1四半期連結会計期間末現在の四半期連結貸借対照表上の短期借入金(一年以内返済予定長期借入金含む)は5,983,494千円であり、一方で、当第1四半期連結会計期間末現在の四半期連結貸借対照表上の現金及び預金の残高は929,916千円である。上記短期借入金の内、金融機関数社とのコミットメントライン契約に基づく借入金残高2,542,000千円について、平成20年11月28日に到来する返済期日後の契約条件について主要金融機関と交渉中であることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年9月25日

ワールド・ロジ株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福島正己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 法木右近

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ワールド・ロジ株式会社の平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ワールド・ロジ株式会社が平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

ワールド・ロジ株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福島 正己 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 法木 右近 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 9月26日

ワールド・ロジ株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 福島 正己
業務執行社員

指定社員 公認会計士 城 哲哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会社は平成20年7月1日開催の取締役会において、I M J ビジネスコンサルティング株式会社の株式取得を決議し、子会社化している。
2. 会社は平成20年8月29日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社TWレストランズの株式を譲渡することを決議し、同年9月1日全株を株式会社イモラ・プロパティに譲渡している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月25日

ワールド・ロジ株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福島 正己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 法木 右近

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワールド・ロジ株式会社の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・ロジ株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。